

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	公 告
○令和 8 年度11月及び 3・4 月自衛官の募集 (自治振興課) 521	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所) 525
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 522	正 誤
○土砂災害警戒区域の指定 () 523	○令和 8 年 7 月14日付け京都府公報号外第28号中
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除 ()	
○土砂災害特別警戒区域の指定 () 524	

告 示

京都府告示第400号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和 8 年度11月及び 3・4 月自衛官の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和 8 年 7 月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の 1 日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者(ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。)で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

- (1) 自衛隊各駐屯地及び基地
- (2) 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部	京都市中京区西ノ京笠殿町38 (電話 (075) 803-0820) URL https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/ Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp
イ 京都募集案内所	京都市下京区烏丸通六条上る北町181 (第 5 キョートビル 1 F) (電話 (075) 361-5587)
ウ 河原町募集案内所	京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412 (シェモア河原町 1 F) (電話 (075) 221-3266)
エ 福知山地域事務所	福知山市駅前町 9 (春風堂ビル 1 F) (電話 (0773) 23-0416)
オ 舞鶴地域事務所	舞鶴市余部下1190 (電話 (0773) 63-3272)
カ 宇治地域事務所	宇治市広野町西裏71の 5 (S.C OKUBO ビル202号室) (電話 (0774) 44-7139)
キ 亀岡募集案内所	亀岡市古世町西内坪34の26

(電話 (0771) 24-4170)

ク 京丹後地域事務所

京丹後市大宮町周枳1975 (ミックビル 1 F)

(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験 (国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※ 1

筆記試験・適性検査 (WEB方式)			口述試験・身体検査	
受付期間※ 2	筆記試験・ 適性検査期日	試験・検査会場	口述試験・ 身体検査期日	試験・検査会場
令和 8 年 9 月 4 日 (金) まで(必着)	令和 8 年 9 月 16 日 (水) ・ 令和 8 年 9 月 17 日 (木) のいずれか 1 日	任意の場所	令和 8 年 9 月 23 日 (水) ・ 令和 8 年 9 月 24 日 (木) のいずれか 1 日	陸上自衛隊桂駐屯地 (京 都市西京区)
			令和 8 年 9 月 26 日 (土)	海上自衛隊舞鶴教育隊 (舞鶴市)

※ 1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※ 2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後 5 時まで (必着)

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部

京都市中京区西ノ京笠殿町38

(電話 (075) 803-0820)



京都府告示第401号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成 19 年京都府告示 第 194 号	シシ伏(ろ 021)	京丹後市丹後町間人地区	次の図のとおり	土石流
〃	目黒谷(ろ 039)	〃	〃	〃
〃	間人 I 4 (ろ 1010-10)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
〃	間人 I 5 (ろ 1010-11)	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所



京都府告示第402号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
シン伏(ろ 021)	京丹後市丹後町間人地区	次の図のとおり	土石流
目黒谷(ろ 039)	〃	〃	〃
間人Ⅰ 4(ろ 1010-10)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
間人Ⅰ 5(ろ 1010-11)	〃	〃	〃
シーサイド J(よ 1019-2)	与謝郡伊根町泊地区	〃	〃
シーサイド K(よ 1019-3)	〃	〃	〃
シーサイド L(よ 1020-3)	〃	〃	〃
シーサイド M(よ 1020-4)	〃	〃	〃
シーサイド N(よ 1020-5)	〃	〃	〃
シーサイド O(よ 1020-6)	〃	〃	〃
シーサイド P(よ 1020-7)	〃	〃	〃
シーサイド A(よ 1200)	〃	〃	〃
シーサイド I(よ 1200-3)	〃	〃	〃
シーサイド B(よ 1201)	〃	〃	〃
シーサイド C(よ 1201-2)	〃	〃	〃
シーサイド H(よ 1200-2)	与謝郡伊根町六万部地区	〃	〃
シーサイド D(よ 1202)	〃	〃	〃
シーサイド E(よ 1202-2)	〃	〃	〃
シーサイド F(よ 1202-3)	〃	〃	〃
シーサイド G(よ 1202-4)	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所



京都府告示第403号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和 8 年 7 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成 19 年京都府告示第 195 号	シン伏(ろ 021)	京丹後市丹後町間人地区	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
〃	目黒谷(ろ 039)	〃	〃	〃	〃
〃	間人 I 4 (ろ 1010-10)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
〃	間人 I 5 (ろ 1010-11)	〃	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所

3 閲覧場所 京丹後市役所



京都府告示第404号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和 8 年 7 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
シーサイド J (よ 1019-2)	与謝郡伊根町泊地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
シーサイド K (よ 1019-3)	〃	〃	〃	〃
シーサイド L (よ 1020-3)	〃	〃	〃	〃
シーサイド M (よ 1020-4)	〃	〃	〃	〃
シーサイド N (よ 1020-5)	〃	〃	〃	〃
シーサイド O (よ 1020-6)	〃	〃	〃	〃
シーサイド P (よ 1020-7)	〃	〃	〃	〃
シーサイド A (よ 1200)	〃	〃	〃	〃
シーサイド I (よ 1200-3)	〃	〃	〃	〃
シーサイド B (よ 1201)	〃	〃	〃	〃
シーサイド C (よ 1201-2)	〃	〃	〃	〃
シーサイド H (よ 1200-2)	与謝郡伊根町六万部地区	〃	〃	〃
シーサイド D (よ 1202)	〃	〃	〃	〃
シーサイド E (よ 1202-2)	〃	〃	〃	〃
シーサイド F (よ 1202-3)	〃	〃	〃	〃
シーサイド G (よ 1202-4)	〃	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所

3 閲覧場所 伊根町役場

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に
関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年 7 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
久世郡久御山町下津屋下ノ浜代 8 の11、 9 の 1、
10、17の 4、30の74
(関連区域)
久世郡久御山町下津屋下ノ浜代 8 の 1 の一部、町有
地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
西東京市北原町三丁目 2 の22
株式会社アーネストワン

正 誤

令和 8 年 7 月 14 日付け京都府公報号外第28号中次のと
おり訂正

ページ	欄	行	誤	正
2	右	上から22	令和 8 年法律第 号	令和 8 年法律第64 号
7		下から16		